

患者の皆様へ

# 当院の施設基準等ご案内

## 生協王子歯科

★生協王子歯科では、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省関東信越厚生局に届け出を行っております。



### ●当院では個人情報保護に努めています

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。治療を安全に行うための目的として、必要な場合には、かかりつけ医に問い合わせをすることがあります。

### ●医療情報取得加算

厚生労働省によりオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されたことを踏まえ、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。マイナ保険証利用した場合としない場合での加算点数は異なります。

### ●初診料の注1に規定する基準

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者さんごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を行っています。

### ●歯科外来診療感染対策加算

生協王子歯科では開設以来、スタンダードプレコーション（標準予防策）を取り入れ、感染対策に力を入れています。所長は院内感染防止対策に係る外部研修を受講しており、職員は新興感染症含む感染予防研修会には毎年参加し感染予防に対する意識を高めています。施設基準に適合した人員配置を行っており、人員基準（複数歯科医師・複数衛生士）の条件を満たしています。

- ・待合室換気
- ・歯科用吸引装置設置
- ・アルコール設置

- ・待合室及びユニットのアルコールまたはピューラックスによる清拭

### ●歯科外来診療医療安全対策加算

患者さんにとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置と器具を備えています。所長は医療安全に関する外部研修を受講しており、職員は医療安全に関する研修会には毎年参加し医療安全に対する意識を高めています。また、医療事故、インシデントに関しては委員会・職員会議で討議し改善策を講じています。施設基準に適合した人員配置を行っており、人員基準（複数歯科医師・複数衛生士）の条件を満たしています。

- ・自動血圧計
- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

緊急時に円滑な対応が出来るよう、下記の医科保険医療機関と連携しています。

※連携先保険医療機関名：王子生協病院                      電話番号 03-3912-2201

### ●口腔管理体制強化加算（小児口腔機能管理料）

在宅医療や緊急時の別の医療機関との連携体制を確保し、う蝕（エナメル質初期う蝕、根面う蝕を含む）、歯周病の重症化予防と継続管理、高齢者・小児の心身の特性、重症化予防のための継続管理、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了しています。

※連携先保険医療機関名：王子生協病院                      電話番号 03-3912-2201

### ●明細書発行体制等加算（レセプト電子請求を行っている医療機関）及び電子化加算

事務を電子的に行うための体制整備の取り組みを行っており、区分・項目の名称などを記載した詳細な明細書を発行する体制を整えています。公費医療（自己負担の無い）の患者さんにも明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合は事前に窓口にお申し出ください。

### ●歯科治療時医療管理料・総合医療管理加算

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。

●歯科疾患管理料

患者さんと協力して歯の病気、上下の顎骨の疾患、口腔内の粘膜の症状、顎関節症状、について診断、治療し、継続的管理に努めています。

●歯科診療特別対応連携加算

著しく歯科診療が困難な場合には、他医療機関等から診療情報提供を受けた上で診察を行います。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属アレルギー原因以外の硬質レジンジャケット冠、前歯CAD/CAM冠、チタン冠等は、維持管理料を行っています。

●取り外し出来る入れ歯を6ヶ月再作製できない取り扱い

保険で入れ歯（同一の物）を新しく作った後、基本的には、6ヶ月間（印象採得を算定した日から起算して6ヶ月を経過）は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。ただし、認知症の方など特別な事情がある場合には例外もありますので、主治医にご相談下さい。

●歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

●歯科口腔リハビリテーション料3

口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者さんや、口腔機能の低下を来している患者さんに、口腔内装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

●CAD/CAM冠

コンピュータ支援設計である製造ユニット（CAD/CAM）を用いて冠（小臼歯、第一大臼歯、第二大臼歯 ※金属アレルギーの患者さんにご相談下さい）を作製し、補綴治療を行っています。保険で白い冠が入ります。

●歯科技工加算、有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1・2

院内に歯科技工士がおります。迅速な入れ歯の修理及び、内面適合法（軟質材料）を行う事が可能です。当院では、不適合になった有床義歯に係る診療を行い、入れ歯を預かった日から2日以内に歯科技工士が床裏装を行う環境が整っています

### ●歯科技工士連携加算1

歯科医師と共に、院内の歯科技工士が対面にて色調採得及び口腔内の状況を確認し、補綴物の製作に活用した場合に算定します。

### ●歯科技工士連携加算2

歯科医師が情報通信機器を用いて技工士と共に色調採得及び口腔内の状況を確認し、補綴物の製作に活用した場合に算定します。

### ●歯周組織再生誘導手術

歯周病で歯周病組織の破壊がひどい重度の歯周病の場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

### ●通院が困難な患者さんには訪問診療を行っています。

なお、当院は訪問診療を専門とする医療機関ではありません。

### ●在宅療養支援歯科診療所

高齢者の在宅や社会福祉施設での療養を歯科医療面から支援するため、下記の病院や診療所、介護・福祉関係者と連携体制を整えています。

※連携先保険医療機関名：王子生協病院 在宅医療部

電話番号 03-3914-0029

※連携先保健医療サービス及び福祉サービス：東京ほくと医療生活協同組合

福祉事業部 電話番号 03-3913-5292

※後方支援医療機関（歯科医療機関）：東京都立駒込病院

電話番号 03-3823-2101

### ●在宅総合医療管理加算・在宅歯科治療時医療管理料

在宅の患者さんの全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有しています。また、主治医とも連携しています。治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態を管理できる体制が整っています。

ア 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

イ 酸素供給装置

ウ 救急蘇生セット（薬剤・AEDなど）

また、円滑な対応ができるよう病院である別の医療機関との連携体制が整備されています

※連携先保険医療機関名：王子生協病院

電話番号 03-3912-2201

●歯科訪問診療の地域医療連携体制加算

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

※連携先保険医療機関名：豊島病院

電話番号 03-5375-1234

●歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している医院となっており、賃金改善のための点数が診療報酬改定で定められました。外来受診時、歯科訪問診療時に点数算定が認められています。